

令和 7 年度神栖市地域おこし協力隊募集要項

1 募集の目的

神栖市は東京から約 90 分という立地にあり、お祭りや海水浴、スポーツ大会などを目的に年間約 30 万人の観光客が訪れます。また、近年は東国三社に数えられる息栖神社の周辺整備も進められ、令和 7 年 10 月 1 日には、市の観光・文化等の情報発信や市特産品等の物販、飲食・カフェ機能などを備える拠点施設「息栖にぎわいテラス」がオープンするなど、観光振興の機運が高まりつつあります。

しかし、来市した観光客を息栖神社をはじめとした市内観光スポットで案内できる人材や、観光客と同じ“外からの視点”で観光振興のための取り組みを提案・実施できる人材が不足している課題があります。

そこでこのたび、神栖市地域おこし協力隊員設置規則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 53 号、以下「規則」といいます）に基づき、課題解決のために市と共に活動する地域おこし協力隊の募集を行います。

2 活動内容

規則に基づき、下記の活動を予定しています。ただし、着任当初からすべてに取り組むのではなく、まずは隊員のスキルにあわせて市が依頼する活動を通して知識を培い、市内関係者や他市町村の協力隊と関係を構築していきます。その後、培った知識や関係性を活かし、観光ガイド活動や観光振興のための取り組みの積極的な提案・実施など、より難度の高い活動に挑戦していただきます。

また、活動終了後のご自身の経験やアイデアを活かした市内への就職や起業、独立の準備なども、その時々状況やご希望に応じてサポートします。

(1) 市の課題を解決するために必要な地域協力活動（市から依頼する活動）

- ・ 息栖神社などの市内観光スポットの観光ガイド（観光客の予約制を想定）
- ・ SNS 等での定期的な観光情報等の発信
- ・ 広報紙・ガイドマップなどの原稿作成または補助、ラジオやテレビ出演など広報協力
- ・ 市内観光施設およびイベントの宣伝・出展などの協力 など

(2) 隊員からの提案に基づく地域おこし活動および市の施策の推進に関する活動（自身で創る活動）

観光客と同じ“外からの視点”を活かした観光振興のための取り組みの提案・実施 など

(3) その他の活動（事務業務など）

- ・ 国や県などの実施する研修への参加
- ・ 毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成
- ・ 市との定期的な打合せ（週 1 回を想定） など

3 応募の条件

(1) 応募資格（応募する全ての方が満たす必要があります）

- ・三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方
- ※ 委嘱前に既に神栖市に定住している人（既に住民票が神栖市にある人等）や都市地域など以外にお住まいの方は対象となりません。応募前に、自身のお住まいの自治体が都市地域などに該当するか確認をお願いいたします。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。下記「10 担当課（問合せ先）」までご連絡ください。
- ・委嘱決定後、生活の拠点を神栖市に移すとともに神栖市に住民票を異動することができる方
- ・任期終了後も神栖市に居住する意向のある方
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当しない方
- ・法令（特に神栖市情報セキュリティポリシーなど）を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる人
- ・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方
- ・パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方

(2) 求める人材像

- ・観光振興に関心がある方
- ・人と接することが好きで、関係者や観光客と柔軟なコミュニケーションがとれる方
- ・起業や就業を目指し、本市と共に意欲的に取り組む意思がある方

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態身分及び委嘱期間

(1) 身分

地域おこし協力隊員として、神栖市長が委嘱します。

- ※ 神栖市と隊員が委託契約を締結し、個人事業主として活動します。
市と雇用関係はないため、社会保険料などは自己負担となります。

(2) 委嘱期間

委嘱の日から令和8年3月31日まで。

- ※ 活動状況や実績を勘案し委嘱期間を更新できるものとします（最長3年）。

ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその委嘱を解くことができるものとします。

6 活動条件

(1) 待遇

ア 地域活動に対する対価

291,000 円（月額最大、委嘱された通算期間 1 年毎の総額が 350 万円を超えない範囲）

※ 市へ毎月提出していただく活動月報などの実績により、月額を決定します。

1 ヶ月の活動時間が、当該月の市役所開庁日×7 時間 45 分を超えない場合は、1 ヶ月の活動対価を当該月の市役所開庁日×7 時間 45 分で割った 1 時間当たりの金額（小数点以下切捨）に、活動報告書に記載の活動時間を乗じた額とします。

イ 活動に必要な経費

年額 最大 2,000,000 円（年額最大）

※ 活動計画、日報及び月報などの内容を審査し、燃料費や通信費、消耗品、活動旅費、研修・資格取得などに要する経費など、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務官通知)に基づいて市が適正と認めたものは、市の予算の範囲内で経費として支払います（年額上限 2,000,000 円、要証拠書類）。ただし、適正と認めた場合でも、市と隊員で協議の上、経費の支払に上限額を設ける場合があります。

〈参考：前年度まで活動していた協力隊の契約条件〉

・ 委嘱期間中の住居借り上げ料 月額上限 55,000 円

※ 引越費用、光熱水費、生活備品、自治会費などは自己負担

・ その他地域おこし活動のために市長が必要と認める経費
市長が必要と認める額

(2) 活動地

神栖市内。デスクは神栖市観光振興課内に設置予定です。

(3) 活動日数・活動時間

活動当該月の市役所開庁日と同日数・同時間

※ イベント等で市役所閉庁日の土日祝が発生する可能性がありますが、その場合は別日に活動をしないう等で月毎に各自調整していただきます。

(4) 副業

可。ただし、地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲となるようご配慮をお願いします。

(5) 研修

隊員の経験別に国・県が実施する研修のほか、隊員が希望する研修を市が活動に必要であると判断した場合、活動経費をあてて参加することができます。

7 提出書類・選考の方法

(1) 選考方法

①カジュアル面談 (希望者のみ)	・担当者がWEB面談を行います。 ・地域情報や業務内容についてご説明します。 確認事項や質問等があればお答えします。
②応募受付	必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします。
③書類選考	・応募書類をもとに選考を行います。 ・選考結果はメールでお伝えします(12月上旬予定)。
④最終面接(現地)	・担当者面談通過者を対象に、神栖市内にて面接を行います(12月中予定)。 ・日程や会場等の詳細については、選考結果を通知する際にお知らせします。 ・面接時には必要書類を持参または郵送いただきます。 ※ 交通費等に関しては自己負担とします。
⑥最終結果の通知	選考終了後に、結果を文書で通知します。 ※ 住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると内定取り消しとなる場合があります。

(2) 提出書類

ア 応募時に提出する書類

神栖市地域おこし協力隊応募用紙(様式指定)

◎ 応募用紙の提出先

神栖市 観光振興課 Mail : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp

※ 件名に「神栖市地域おこし協力隊応募の件」とご記載ください

本文に「氏名」「現住所」をご記載ください

カジュアル面談をご希望の方はその旨ご記載ください

イ 最終面接時に持参する書類

- ・現住所の住民票(3ヶ月以内のもの)
- ・普通自動車運転免許証の写し(表面・裏面)

(3) 応募受付期間

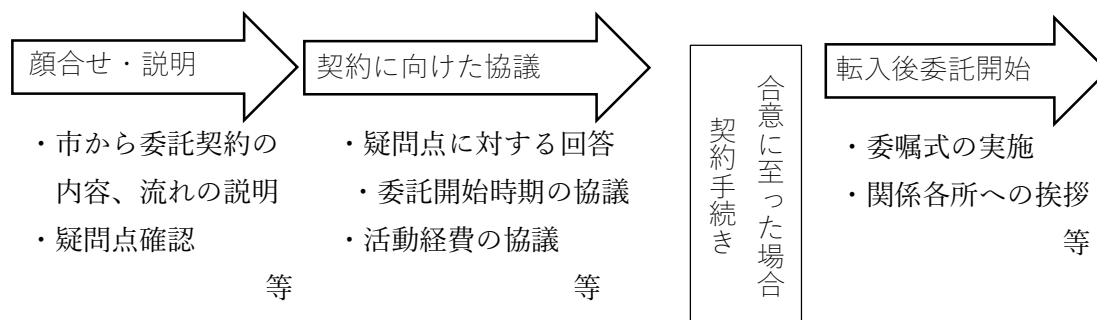
令和7年11月28日 23:59まで

8 活動開始時期

令和8年1月から3月までの間のいずれか(市と内定者との相談のうえ決定)

9 委託までの流れ

協力隊業務を委託（活動開始）する前に、内定者と市で活動条件など契約内容の協議を実施します。
その後、双方合意に至った場合、委嘱式実施および委託契約締結をします。



10 担当課（問合せ先）

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5 分庁舎 1 階

神栖市 産業経済部 観光振興課 担当：前木(まえき)

電話 0299-90-1217

メール kanko@city.kamisu.ibaraki.jp